

指定居宅介護支援事業所 こまぎ安心館

重要事項説明書

R7, 7月改定

当施設は介護保険の指定を受けています。
(流山市指定 第 1272501519 号)

当事業所はご契約者に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 法人の概要

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 天宣会 |
| (2) 法人所在地 | 千葉県流山市駒木 649 番地の 3 |
| (3) 電話番号 | 04-7178-5556 |
| (4) F A X 番号 | 04-7178-5558 |
| (5) 代表者氏名 | 理事長 西浦 天宣 |
| (6) 設立年月 | 平成 21 年 10 月 1 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 種類 | 指定居宅介護支援事業所
平成 23 年 4 月 1 日指定 千葉県 1272501519 号 |
| (2) 名称 | 指定居宅介護支援事業所 こまぎ安心館 |
| (3) 所在地 | 千葉県流山市駒木 649 番地の 3 |
| (4) 電話番号 | 04-7178-5571 |
| (5) 管理者氏名 | 中村 周平 |
| (6) 運営の目的 | 事業所が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。 |
| (7) 運営方針 | <p>利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行います。</p> <p>利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整します。</p> <p>関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p> |

(8) 開設年月 平成 23 年 4 月 1 日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（12/30～1/3 を除く） ※電話等により夜間及び年末年始を含む 24 時間連絡可能な体制をとる
営業時間	月曜日～金曜日 8：30 ～ 17：30

※営業時間以外の連絡は特別養護老人ホーム流山こまぎ安心館の職員が対応致します。

その後、担当のケアマネジャーへ連絡致します。（TEL 04－7178－5556）

(10) 通常の事業実施地域

通常の事業の実施地域は、流山市及び柏市とする。

3. 事業所の職員体制・勤務体制

職 種	勤務形態	人数	勤務時間・日数（週）
管 理 者	常勤	1	08：30 ～ 17：30 （5 日/週）
介護支援相談員	常勤	2 名以上	08：30 ～ 17：30 （5 日/週）
介護支援専門員	非常勤	0	

4. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 居宅支援サービスの申し込み

・重要事項及び解約内容をご確認いただき、契約の締結をします。

(2) 状態の把握（アセスメント）

・担当の介護支援専門員が利用者や家族に面接し、抱えている問題点や解決すべき問題を分析します。〔調査（課題把握）方法：MDS－HC 2.0 方式〕

※施設への入所を希望される場合はご紹介します。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

・居宅サービス事業所に関する情報をもとに、利用者に居宅サービス事業者を選定していただきます。

(4) 居宅サービス担当者との連絡調整

・担当の介護支援専門員を中心に、関係する居宅サービス担当者や利用者・家族も参加し、必要な意見交換等を行うことにより公正中立な居宅サービス計画の内容調整を図ります。

(5) 居宅サービス計画の作成

・利用者の希望や心身の状況等を考慮し、居宅サービスの目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料等を決定します。

(6) 利用者の同意

・作成された居宅サービス計画の内容についてご確認、ご了承いただきます。

(7) 利用者への居宅サービス計画書の交付

・利用者に同意いただいた居宅サービス計画書を交付します。

(8) 居宅サービスの提供

・居宅サービス計画に位置づけられたサービスを各々の居宅サービス事業者より提供します。

(9) 状況の把握(モニタリング)

- ・居宅サービス計画の実施状況について、定期的に評価を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更を実施します。

- ・人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行います。

ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により同意を得ること

イ) サービス担当者会議において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ること

- ・利用者の心身の状況が安定していること
- ・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること
- ・介護支援専門員（担当職員）が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について担当者から提供を受けること

ウ) 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること

5. サービス利用料金

(1) 種類

①利用料：要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されますので、自己負担はありません（法定代理受領）。

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき下記の料金を頂き、私共より「サービス提供証明書」を市(町)の窓口の後日提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

【居宅介護支援費（Ⅰ）】

居宅介護支援費（ⅰ） 取扱い件数 45 未満	要介護 1・2	1,086 単位
	要介護 3・4・5	1,411 単位
居宅介護支援費（ⅱ） 取扱い件数 45 以上 60 未満	要介護 1・2	544 単位
	要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援費（ⅲ） 取扱い件数 60 以上	要介護 1・2	326 単位
	要介護 3・4・5	422 単位

※居宅介護支援費は単位数に地域単価（10.42 円）を乗じた額になります。

【居宅介護支援費（Ⅱ）】

ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置をした場合

居宅介護支援費（ⅰ） 取扱い件数 50 未満	要介護 1・2	1,086 単位
	要介護 3・4・5	1,411 単位
居宅介護支援費（ⅱ） 取扱い件数 50 以上 60 未満	要介護 1・2	527 単位
	要介護 3・4・5	683 単位
居宅介護支援費（ⅲ） 取扱い件数 60 以上	要介護 1・2	316 単位
	要介護 3・4・5	410 単位

※居宅介護支援費は単位数に地域単価（10.42 円）を乗じた額になります。

（加算）

加算等名称			介護報酬単位	算 定 回 数 等	
要介護度による区分なし	初 回 加 算		300／月	新規に居宅サービス計画を作成する場合及び要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合	
	入院時情報連携加算（Ⅰ）		250／月	利用者が入院してからその日のうちに、医療機関の職員に対して介護支援専門員が必要な情報を提供した場合	
	入院時情報連携加算（Ⅱ）		200／月	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して介護支援専門員が必要な情報を提供した場合	
	退院・退所加算	カンファレンス参加無	連携1回（Ⅰ）イ	450／回	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 （入院又は入所期間中につき1回を限度）
			連携2回（Ⅱ）イ	600／回	
		カンファレンス参加有	連携1回（Ⅰ）ロ	600／回	
			連携2回（Ⅱ）ロ	750／回	
			連携3回（Ⅲ）	900／回	
通院時情報連携加算		50／回	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師と情報連携を行いケアマネジメントを行った場合 利用者1人につき1月に1回が限度		
緊急時等居宅カンファレンス加算		200／回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 （1月に2回を限度）		

ターミナルケアマネジメント加算	400／回	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、利用者又はその家族の同意を得て利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師や居宅サービス事業者へ提供した場合
特定事業所加算（Ⅰ）	519 単位	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保や、サービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合
特定事業所加算（Ⅱ）	421 単位	
特定事業所加算（Ⅲ）	323 単位	
特定事業所加算（Ⅳ）	114 単位	
特定事業所医療介護連携加算	125／月	年間ターミナル加算を 15 回以上算定した場合
特定事業所集中減算	- 200／月	居宅サービス計画に位置付けたサービスが、特定の事業所（法人）に不当に偏っている場合。

②交通費：通常の事業実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員が訪問するための交通費を事業所からの往復距離について、負担いただきます。

移動手段	負担していただく交通費
公共交通機関	実費
自動車	1 キロメートル毎に 100 円

③解約料：利用者の都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	居宅サービス計画作成費(利用料)の 10 割をいただきます
千葉県国民健康保険団体連合会への給付管理票の提出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません

④記録の複写物にかかる料金は、1 枚あたり 10 円です。

(2) 利用料金のお支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月 10 日までに前月分の請求をいたしますので、10 日以内にお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行します。

お支払い方法は、現金支払、銀行振込の 2 通りの中からお選びいただけます。

ア．窓口での現金支払
イ．下記指定口座への振り込み
千葉興業銀行 柏支店 普通預金 1090357
社会福祉法天宣会 特別養護老人ホーム 流山こまぎ安心館 理事長 西浦天宣

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込下さい。担当職員がお伺いいたします。

契約締結後、サービスの提供を開始致します。

(2) サービスの終了

①利用者からの解約を申し出される場合（中途解約）

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②事業所からの申し出により本契約を解除させて頂く場合（契約解除）

人員不足等で止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。

その場合は、終了後1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所された場合
- ・契約満了までに利用者から事業所に契約継続の申出がない場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立・要支援）と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

④その他

利用者やそのご家族等において当事業所や介護支援専門員に対し本契約を継続し難しいほどの背信行為があった場合、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合があります。

7. 医療と介護の連携の強化

(1) 利用者が入院または受診時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供をしてください。

(2) 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等に対してケアプランを交付します。

(3) 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状況等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行います。

8. 虐待防止について

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(2) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び虐待防止のための指針を整備します。

(3) 虐待の防止を啓発・普及するための従業者に対する研修（年1回以上）の実施をします。

(4) サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

9. 事故発生時の対応について（契約書 第16条 参照）

- （1）利用者に事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- （2）事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- （3）事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします
ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保険代理店	株式会社 A.I.P 東葛支店
保障の概要	介護保険法・社会福祉法に規定する業務遂行に起因した事故により、法律上の賠償責任を負うことによって被る保障

10. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11. 衛生管理等

事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- （1）感染症の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね月に1回開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- （2）感染症の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、前号の対策委員会にて随時見直します。
- （3）感染症の予防及びまん延の防止のための研修会及び訓練を定期的に（年1回以上）開催します。

12. 業務継続計画の策定

- （1）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- （2）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。
- （3）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. ハラスメント対策

- (1) 適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行なわれる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

1 4. 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者の意思に基づいた契約である為、利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

また、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行い、署名をいただきます。

- ① 前 6 ヶ月間に作成したケアプランの総数のうち訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置付けられたケアプランの数が占める割合
- ② 前 6 ヶ月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の提供回数のうち同一事業所によって提供されたものが占める割合(上位 3 位)

1 5. 障害福祉制度の相談支援専門員との連携

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合など、相談支援専門員と連携に努めます。

1 6. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいてご提供している各サービスに対してのご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) 居宅介護支援事業 管理者 中村 周平

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30 ～ 17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福) 天宣会 第三者委員 飯田信義 監事	所在地 電話番号 受付時間	千葉県流山市流山 1-132-1 04-7158-0456 月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く) 9:30 ～ 16:00
福) 天宣会 第三者委員 吉田 誠之	所在地 電話番号 受付時間	東京都足立区柳原 2 丁目 48 番 6 号 03-3888-7770 月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く) 9:30 ～ 16:00
流山市役所 介護支援課	所在地 電話番号 受付時間	千葉県流山市平和台 1-1-1 04-7150-6531(直通) 月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く) 8:30 ～ 17:15

柏市役所 法人指導課	所在地 電話番号 受付時間	千葉県柏市柏5-10-1 04-7168-1111(代表) 月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く) 8:30 ～ 17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	千葉県稲毛区天台6-4-3 043-254-7428(直通) 月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く) 8:30 ～ 17:30
千葉県社会福祉協議会 千葉県運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	千葉県千葉市中央区千葉港4-5 043-246-0294 月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く) 9:00 ～ 17:00

※流山市、柏市以外に住所のある方は、各市町村の介護保険窓口へお問合せください。

17. サービス提供における事業者の義務 (契約書 第13条、第14条 参照)

利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) 利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、利用者又は身元引受人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- (2) 利用者が他の居宅支援事業者の利用を希望する場合その他利用者から申し出があった場合には利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- (3) 事業者、介護支援相談員又は従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者及び家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- (4) この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (5) この秘密を保持する義務は、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、この秘密を保持します。

確 認 書

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行い、同意を得ました。

指定居宅介護支援事業所 こまぎ安心館

説明者職名

私は、契約書及び本書面に基つき、事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名

家族代表者住所

家族代表者氏名

続 柄

代理人住所

代理人氏名

続 柄

個人情報使用同意書

以下に定める条件のとおり、私（ ）および家族代表者・代理人（ ）は、社会福祉法人天宣会が、私および身元引受人、家族等の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間および契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請および更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) 利用者の事業所内のカンファレンスのため
- (6) 実習生の研修に必要な情報提供
- (7) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 利用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限度とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、入所者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

4. 使用する事業者の範囲

利用期間中に居宅サービス計画に定められた事業者

令和 年 月 日

〈本人〉 住 所 _____

氏 名 _____

〈家族代表者〉 住 所 _____

氏 名 _____

続 柄（利用者との関係） _____

〈代理人住所〉 住 所 _____

氏 名 _____

続 柄（利用者との関係） _____